

# 税政連の必要性

あいさつ 会長

9月の定期大会で、東京税理士政治連盟(以下、本連盟)は第50回大会の節目を迎えます。東京税理士会の定期総会は、今年で60回目となりましたので、本連盟は10年遅れで設立されたこととなります。

なぜ税理士政治連盟が設立されたのでしょうか。税理士会は法律によって設立された強制加入の団体となっており、事業、政治活動には一定の制約があります。税理士会が目指す税理士制度並びに納税者のための租税制度等の確立のためには、より強力な政治活動の組織が必要でした。その目的に向かって強力な政治活動をする政治団体として、税理士政治連盟が設立されたのです。

本連盟は、税理士法改正の際には必ず、東京税理士会と一致協力して国会に働きかけ、より良い税理士制度の構築を目指して、政治活動を行ってまいります。

また、国民・納税者のための租税制度の確立をする

## 論説

(税理士政治連盟の存在意義)  
税理士会は、税理士法第49条の11の規定による行政府への建議権を有するが、政治活動に

関しては一定の制約がある。そのため、税理士政治連盟は、税理士会に代わって政治活動を行い、法制化実現を企図する。是即ち「税理士会と税政連は、車の両輪・表裏一体」といわれている所以であり、またその果実は、遍く全国の税理士が享受している。

(本連盟の現状)  
ところが、東京税理士政治連盟(以下「本連盟」という)においては、特にこの数年、会員数が漸減し、現在では東京税理士会(以下「東京会」という)会員の4割程度となっている。日本税理士

ために強力な政治活動を行っています。特に中小企業税制については毎年、税制改正に関する要望の重要項目に掲げ、積極的に運動しています。

このような政治活動の結果として、現在の税理士制度があり、中小企業税制に与えた影響は計り知れませぬ。

東京税理士会会員の方向は、「税理士会の社会的使命に鑑み、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行う」ことが本連盟の目的であるということをは非々理解頂きたいと思いま

また、国民・納税者のための租税制度の確立をする

政治連盟へは東京会全会員数分の会費を納入することとなっているため、本連盟の財政状態は、増収策を講じない限り、今後数年で資金が枯渇するの見込まれ、先般の参議院選挙においても陣中見舞いを半減させるなど、支出削減に努めている。

(会員の減少要因と対応)  
会員数の減少要因の一つには、税理士法人の所属税理士未加入問題がある。政治資金規正法上、本連盟の会員は個人に限られ、税理士法人は、単位税理士政治連盟(以下「税政連」という)に入会できない。法人に所属する税理士が個人で加入することとなるが、所属税理士が加入しようとする場合、代表社員の承諾

本連盟の活動は、関係政党との懇談会および関係国会議員等への陳情を中心とした政治活動以外にも、関係官公庁への働きかけや中小企業団体、報道関係者との交流・連携を通して、着実に成果を挙げてきました。

本連盟が設立されて半世紀が過ぎ、そのような政治活動が益々必要となってきました。しかしながら、その必要性が増す中、本費が見失われ、単に会費を納めるか納めないかという矮小な問題になりつつあります。

本連盟は東京税理士会会

が必要となるであろう。税理士法人の代表社員と所属税理士には前述した税政連の存在意義について、改めて認識を持って戴いた上、全員が税政連に入会されることを強く望みたい。

(後援会活動について)  
本連盟は、現在40の「税理士による国会議員等後援会」(以下「後援会」という)と連携して活動

員の方のために必要な政治活動を行っております。是非ご理解を賜りますようお願い致します。

## 第50回大会議案を決定

第50回の定期大会を迎えるにあたり、7月25日に開催した幹事会において、新たな運動方針として、「消費税の複数税率制度の見直し」「インボイス制度導入による影響の懸念」等を盛り込んだ定期大会議案を決定した。

### 連盟規約PTT設置を決める

本連盟は、7月25日に開催した幹事会で、「連盟規約PTT」の設置を決定した。「連盟規約PTT」を設置した趣旨は、本連盟規約及び単位税政連規約の向上を見直し、会費収納率の向上等を検討することである。特に会員の定義付けをし

ている本連盟規約の第4条「構成及び会員」を始め、規約の全体的な見直しを検討する予定である。

本連盟は、48の単位税政連から構成され、それらの単位税政連からの会費収入によって、活動は支えられている。

しかしながら、平成21年度以降、単位税政連の会員数と本連盟の会費収納率は減少し続けている。

本連盟の活動を支えている単位税政連の中から参加していただき、次のとおり、同プロジェクトチームのメンバーを決定した。

▽鳩岡副会長(チーフ)、吉川幹事長、鈴木財務委員長、柴崎組織委員長、単位税政連会長(麹町、上野、板橋、足立)

▽オブザーバー・渡邊会長、高橋副会長、一之瀬副会長、坂田政策委員長、遠藤副委員長

### インボイス制度先送りを決定

自民税調

政府は、8月24日の閣議で、平成29年4月からの消費税10%への引き上げ延期等を正式に決定した。

今後は、9月の臨時国会で法案を成立させて、消費税増税の延期を正式に決定するとの見通しである。

7月29日、自民党税制調査会の総会では、消費税の延期に対応する関連法の改正への方針として、「消費税引き上げ時期の変更に伴う対応について」が了承された。自民税調の資料では、インボイス制度の導入時期を平成33年4月1日から35年10月1日に延期となり、今後の法案化の中身が明らかになりつつある。

◆自民党・「消費税引き上げ時期の変更に伴う対応について」(自民党税調総会資料から一部抜粋)

(1) 税率引き上げ時期…平成29年4月1日↓平成31年10月1日

(2) 軽減税率関係…

①軽減税率導入時期…平成29年4月1日↓平成31年10月1日

②適格請求書等保存方式の導入時期…平成33年4月1日↓平成35年10月1日

③税額計算の特例の適用期間…

○売上税額の計算の特例(中小事業者向け)…4年(平成29年4月↓平成33年3月末)↓4年(平成31年10月↓平成35年9月末)

(以下、省略)

(直近の政策提言について)  
直近の政策提言として、軽減税率制度とインボイス方式による税額控除制度の見直しについて話したい。

公平・公正・簡素という税制の原則に鑑み、延期した期間中に複雑怪奇で業界の利害が絡み不公平税制となり得る軽減税率については見直し、単一税率を維持して逆進性の緩和は給付付き税額控

事務所と関与先を守る安心の補償「税理士職業賠償責任保険」

# こんな時に税賠保険

支払対象事例

- ・ 消費税課税事業者選択届出書の提出失念により過大納付
- ・ 譲渡損失の繰越控除の適用失念により過大納付
- ・ 農地の納税猶予の特例適用失念により過大納付
- ・ 法人税額控除の適用失念により過大納付

この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧ください。引受保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

### 【引受保険会社】

- (東日本幹事) 損保ジャパン日本興亜株式会社 電話 03-3593-6453
- (西日本幹事) 東京海上日動火災保険株式会社 電話 03-3515-4153

### 【取扱代理店】

株式会社日税連保険サービス  
東京都品川区大崎1-11-8-5階 電話 0120-320-912

